

栄区囲碁普及会会則

第一条（名称及び事務局）

本会は、栄区囲碁普及会と称し、事務局を会長宅に置く。

第二条（目的）

囲碁を普及することにより、子供の成長と健康豊かな町づくりに協力し、囲碁文化の発展に寄与する。

第三条（事業）

前条の目的達成のために、囲碁教室の開設、栄こどもとおとなの囲碁大会、その他必要な事業及び活動を行なう。

第四条（会員）

本会は第二条の目的に賛同する会員で組織する。

（入会）

会員として入会しようとする場合は、入会申込書に主たる活動拠点を明記の上本会に提出し、会長の承認を得るものとする。

（休会）

会員は、本会の活動を3ヶ月以上継続的にできない場合は休会届を提出する。

（退会）

会員は、退会届を本会に提出し、任意に退会することが出来る。

会員が、次のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- 1) 本人が死亡した時。
- 2) 休会届を提出することなく、本会の活動を1年以上していない時。
- 3) 休会の期間は、2年間とする。

（除名）

以下に該当する行為があったときは幹事会の2/3以上の議決により当該会員を除名することが出来る。

- 1) 本会の名誉を傷つける、または本会の目的に反する行為のあったとき。

第五条（財務）

本会は会の事業及び寄付金・補助金等により運営する。

会員の会費は無料とする。

第六条（総会）

- 1) 総会は本会の最高決議機関として年1回開催し、事業計画、活動・会計報告、役員を選出等を行う。但し、会長は必要に応じ、臨時に総会を招集することが出来る。
- 2) 総会は一般会員の2分の1以上の出席（委任状を含む）により成立し、出席会員の過半数で議決する。

第七条（会長）

- 1) 会長は本会を代表し、本会の事務を統括する。
- 2) 会長は、総会に於いて会員から選出する。
- 3) 会長の任期は2年とし、再任を妨げない。但し、連続しての再任は3期までとする。

第八条（役員）

次の役員を総会及び幹事会に於いて選出する。任期は、2年とし、再任を妨げない。

- 1) 副会長 若干名
- 2) 幹事 20名以内
- 3) 会計 1名
- 4) 会計監査 1名

第九条（役員の仕事）

- 1) 副会長は会長を補佐し、会長が不在の時はその職務を代行する。
- 2) 幹事は事業の企画及び運営を行なう。
- 3) 会計は第五条の財務を担当し、会計報告書を作成し、総会に報告する。
- 4) 会計監査は経理を監査し、総会に報告する。

第十条（幹事会）

- 1) 本会の事業の執行機関として幹事会を置く。
- 2) 幹事会は会長、副会長、幹事、会計により構成する。
- 3) 原則として2ヶ月に一度開催する。

第十一条（正副会長会議）

- 1) 執行业務の進捗状況確認、提言、各事業責任者間の調整等を行う。
- 2) 会長、副会長、会計係、副会長補佐、により構成する。
- 3) 原則として1か月に一度開催する。

第十二条（会計年度）

会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

第十三条（名誉会長及び顧問）

名誉会長及び顧問を置くことが出来る。

第十四条（認定会の審判員）

会員は上達コース認定会、入門・初級コース認定会及び栄こどもとおとなの囲碁大会に審判員または役員として参加することを原則とする。

付則 本会則は令和5年9月9日の幹事会の承認によって同日から施行する。

改定

平成14年（2002年）10月5日改定
平成15年（2003年）10月5日改定
平成16年（2004年）10月2日改定
平成21年（2009年）11月7日改定
平成22年（2010年）10月2日改定
平成26年（2014年）5月10日改定
平成27年（2015年）5月16日改定
平成28年（2016年）5月14日改定
平成29年（2017年）11月11日改定
平成30年（2018年）1月13日改定

平成 30 年 (2018 年) 5 月 19 日改定

令和 4 年 (2022 年) 5 月 21 日改定

令和 4 年 (2022 年) 9 月 3 日改定

令和 5 年 (2023 年) 4 月 28 日改定

令和 5 年 (2023 年) 9 月 9 日改定